

第19 非常コンセント設備

1 設置位置

- (1) 非常コンセントの設置位置は、直通階段、階段室、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に視認できる5m以内の位置とし、原則として連結送水管の放水口と同一位置に設けること。
- (2) 防火対象物の一の階で、非常用エレベーターの乗降ロビーが2以上ある場合は、水平距離が50m以下であっても、それぞれに設けること。

2 コンセントの差込み接続器のプラグ受け

- (1) 保護箱内には、JIS C8303の接地形2極コンセントのうち15A125Vのプラグ受けを2個設けること。
- (2) 差込みプラグの離脱を防止するためのフック等を設けること。

3 保護箱

- (1) 保護箱の大きさは、24cm平方以上であること。
- (2) 保護箱は防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製又は同等の性能を有するものとする。
- (3) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。

4 保護箱と屋内消火栓箱との接続

非常コンセントの保護箱と屋内消火栓箱等を接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、屋内消火栓箱等の上部に設け、相互に不燃材で区画すること。
- (2) 屋内消火栓部分、放水口部分及び弱電流配線等と非常コンセントとは、防湿的に区画すること。
- (3) 屋内消火栓箱等と保護箱の扉は別開きとすること。
- (4) 非常コンセントの赤色の灯火は、屋内消火栓等の赤色の灯火と兼用することができるものとする。